

トピック

法廷マスク問題

刑事弁護委員会委員 戸塚 史也 (70期)

1 とある法廷技術研修でのアドバイス

「証人から目を離さないようにしましょう。」

もうだいぶ前になるが、とある刑事弁護の法廷技術（反対尋問）研修を受講した際、一流の刑事弁護人である講師の方から、このようなクリティーク（アドバイス）を受けたことがある。曰く、「証人に対して次にどのような問いを発するべきか、その答えは証人の中にある」と。私の実演の様子を撮影したビデオ映像を見てみると、確かに、証人の答えを聞き次の質問に移るまでの間、証人から目を離して、上の方に視線を泳がせていることが何度もあった。

以後、尋問の際には、事前に用意した質問を思い出そうとするのではなく、証人に集中することを心がけている。証人に集中し、証人の答えはもちろん表情などを観察していると、「この聞き方をすれば欲しい答えを引き出せるかも」、「これ以上は踏み込まない方が良さそうだ」など、直感的に思えることがある。

2 いわゆる「法廷マスク問題」

新型コロナウイルス感染症は、刑事裁判の法廷にも目に見える影響を及ぼした。いわゆる「法廷マスク問題」である。この話題に接した際、私は冒頭のアドバイスを思い出した。

東京地裁では、どの裁判体も原則として被告人、

弁護人、検察官に、審理中もマスクを着用するよう要請しているようである。要請の趣旨は、法廷でのクラスター発生の防止にある。しかし、刑事裁判を適正に行う上で弊害はないのか。以下のような点が議論になりうる。

- ① 証人や被告人にマスクを着用させたまま尋問を行った場合、事実認定者はその表情を確認できない。自信なさそうにその証言をしているのか、表情はこわばっているのか等の非言語的情報を覚知できない。証言の信用性を判断するための一つの要素が失われることになる。事実認定者の証拠評価に支障が生じ得るという問題である。
- ② 証人・尋問者がマスクを着用したまま証人尋問を行った場合、両者は互いの表情を十分に覚知できない。同じ言葉で質問をしたとしても、尋問者の表情、声色、態度等で、証人の答えは変わり得る。先ほどの講師の言葉を借りれば、「尋問は質問者と答える側のコミュニケーションの一形態であって、決して文字だけで交わされるインタビューではない」。互いの表情が十分に見えない中で、本来であれば法廷に顕出されたはずの証言（証拠）が引き出せなくなるおそれがある。立証活動に支障が生じ得るという問題である。この問題は、特に初対面の敵性証人に対する反対尋問の際には軽視できないように思う。

③ 冒頭陳述や論告・弁論をマスクを着用したまま行った場合、事実認定者は話者である検察官・弁護人の表情を十分に認識できない。プレゼンテーションにおいては、言語的情報だけでなく身振り、手振り、間などの非言語的情報も総動員される。表情もその一つである。マスクをしたままでは、事実認定者が当事者の主張を理解するための情報の一つが失われる。当事者の主張が事実認定者に伝わりづらくなり得るという問題である。

3 現在行われている実践

上記のようなマスク着用の問題点を踏まえ、マスク以外の方法で感染拡大を防止するため、以下のような実践が行われている。

フェイスガード（フェイスシールド）は、透明な板で顔面を覆うものである。証人や被告人には尋問時にマスクを外してもらい、代わりにフェイスガードを装着してもらうという方式を提案している弁護人もいる。裁判所の側からフェイスガードを着用するよう提案があった事案もある。

尋問者である弁護人も、フェイスガードを着用することがある他、マウスガードも使用されている。フェイスガードと異なり口元近辺のみを覆うものである。冒頭陳述や弁論でマウスガードを着用するケースもある。

冒頭陳述や弁論では、弁護人が用意したアクリル板が用いられることもある。証言台に立てるタイプのもが多い。

上記のような措置については、（フェイスガードの着用など）裁判所が積極的に採用するものもあれば、裁判所から抵抗感を示されるものもある。アクリル板を立てただけでは口から左右方向に飛沫が飛ぶことを避けられない、アクリル板は凶器になり得るな

どとして使用を認めないこともある。裁判体によって判断が分かれているのが実情である。科学的な根拠に基づいた冷静な議論がなされていくことが望まれる。

4 弁護人としての対応

上記のような代替措置をとりたいと弁護人が考えた場合、重要になるのは、弁護人が主体的に動いて裁判所を説得することである。マスク着用を原則とする裁判所が代替案を持ち掛けてくることは通常期待できない。期日間・公判前整理手続などにおいて弁護人が議題に挙げて、裁判所に検討を促す必要がある。

裁判所への提案や折衝は早めに行うべきである。代替案の内容や裁判体によっては、代替案に難色を示し、なかなか合意が見られないこともある。代替案を取るにしても、マスク着用ではなく他の手段を講じることについて、選任手続で弁護人から直接裁判員に説明するよう要請する裁判体もある。期日の直前にマスク着用以外の手段をとりたいことを申し入れた場合、議論が紛糾して円滑な審理が実現できなくなるリスクもある。依頼者に不利益が生じることが避けなければならない。

5 おわりに

新型コロナウイルス感染症に起因する問題は、法曹全体が長期的な視点で検討し、対応していかなければならない。そのような中でも、依頼者の利益を最大限に実現すること、依頼者のために適正な審理を確保することは、弁護人の責務である。「法廷マスク問題」を含め、弁護人ひとりひとりの自覚的な行動が求められている。